

押方小学校におけるいじめの問題に関する指導方針

いじめとは？

子どもと一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であり、行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものです。



学校

いじめは、「どの子どもにも、どの学校にでも起こり得る」ものであることを十分認識します。

報告・連絡・相談

家庭

いじめは、我が子がいじめる側にもいじめられる側にもなり得ることを十分認識します。

いじめに関する誤った考え方

- いじめられる側にも問題がある。
- いじめたりいじめられたりすることによって子どもは強くなり、成長する。
- わるふざけは、子どもによくあること。
- 継続的・長期的でなければいじめではない。



共通姿勢→ **いじめは人として絶対に許されない。** ←共通認識

1 「どのような人に対しても、いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと

- どのような社会であっても「いじめは許されない」「いじめる側が悪い」という揺るぎない事実を毅然とした態度で浸透させる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考え方は、いじめによって自殺に追い込まれたり人格を傷付けられたりした子どもへの一種の冒涇的考え方である。このような、いじめを肯定する考え方は、一切認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様、許されない。

2 いじめられている子どもの立場に立った親身の指導・支援を行うこと

- 子どもの悩みを親身に受け止め、子どもの発するいじめのサインをあらゆる機会を捉えて敏感に察知するよう努める。自分の学級や学校にも深刻ないじめ事案は発生し得る、という危機意識をもつ。

3 いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりがあるということ

- いじめの解決のためには、家庭がきわめて重要な役割を担う。いじめの問題の基本的な考え方は、まず、家庭が責任をもって理解させる必要がある。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、会話や触れあいの確保が重要である。

4 いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であること

- 個性や違いを認め、尊重する態度や、その基盤となる価値観を育てる指導を推進・充実する。道徳教育をはじめ心の教育等を通して、かけがえのない生命、生きることの喜びや素晴らしさ等について指導することが必要である。

5 学校・家庭・地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること

- いじめの解決に向けて、関係者のすべてがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。

①地域社会をはじめ、児童や保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、その兆候等のサインは些細なものであっても真剣に受け止め、速やかに教職員相互及び関係機関と情報交換するなどして、適切かつ迅速に、誠意をもって対応します。

②個々の教師がいじめの問題の重要性を正しく認識し、危機意識をもって対応します。また、教師の何気ない言動が児童に大きな影響力をもつことに十分留意し、決して教職員自身が児童を傷付けたり、いじめを助長したりすることがないように自らを厳しく律します。

③教育相談等を通して積極的な児童理解に努めるとともに、児童の人間関係や仲間意識の変化に留意しながら、いじめの早期発見や対応に努めます。

④様々なグループ内での児童の人間関係の変化を踏まえ、学級経営やグループ指導の在り方、班別指導などについて普段の見直しや工夫改善を図ります。

⑤いじめを受けた児童に対しては、心理的圧迫感をしっかりと受け止めるとともに、学校として全精力を上げて徹底に守り通すことを伝え、スクールカウンセラーなどの活用も考慮し、心のケアに努めます。

⑥いじめを行った児童に対しては、教育的配慮の下に、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を継続劇に行います。

学校としての具体的取組

家庭や地域へのお願い

①何があってもいじめをすることは許されないこと、いじめを見て見ぬふりをすることも許されないことを、いろいろな機会に話してあげてください。

②言葉づかいやあいさつなど、基本的な生活習慣や社会のルールを身に付けさせるため、親がまずお手本を示してください。特に、「うざい」「死ね」「消えろ」「きもい」などに代表される相手の人格や存在すら否定する言葉を聞いたときには、厳しく指導してください。

③子どもに語りかけ、子どもの様子をよくご覧になって、子どもの変化に目も向けてください。

④新聞やテレビなどで報道される社会問題について、家庭でも話し合う機会を多くもってください。その際、大人の一方的なお説教に終わらせるのではなく、できるだけ子どもの考えや意見を引き出して、聴いてあげてください。

⑤テレビの番組やインターネット・動画サイトなどの中には、人権教育の視点から見ても、驚くような内容のものがありません。無制限に見せるのではなく、一緒に見て話し合うなどの工夫をしましょう。

⑥スポーツ少年団や塾、地域行事などでもいじめは起きる場合があります。集団の中で子どもがどのような立場にあり、どのような言動をしているかをできるだけ観察するようにしてください。

⑥いじめではないかというサインに気付いたり、子どもの話やその他から、いじめがあるのではと疑わしい状況を把握したりした場合には、小さなこと、些細なことでも必ず学校に連絡をください。